

京都府子どもの読書活動推進計画(第四次推進計画)最終案について

令和2年2月6日
学校教育課
社会教育課

京都府子どもの読書活動推進計画(第四次推進計画)最終案について、下記のとおり報告します。

記

1 中間案の趣旨(※生涯にわたって読書に親しむ態度を養うための読書活動の推進)

(1) 家庭における読書活動の推進

- 読み聞かせ・子どもと一緒に本を読む「家読(うちどく)」の推進
- 推薦図書の紹介、読み聞かせ、ブックトーク、ブックスタート等の充実

(2) 学校等における読書活動の推進

- 「読書通帳」「本の福袋」等の取組を推進し、来館児童生徒数の増加を図る
- リーディングスキルテストを活用した研究指定校で、読解力向上のための授業モデルを構築・普及
- 学校図書館の視察を行い、計画的な図書の更新や図書館の工夫したレイアウトなど先進的な実践例をホームページ等により情報発信
- 府ホームページで学校図書館運営チェックリストや各種資料の情報発信を充実させ、学校を支援
- 学校司書配置の推進を市町村へ働きかけるとともに学校司書の資質向上のための研修会を企画

(3) 地域社会における読書活動の推進

- 「京都府図書館総合目録ネットワーク」(K-Libnet)を活用した取組の推進
 - ・学校ニーズを踏まえた学校支援セット貸出の選書と利用促進
 - ・参加大学との連携による身近な図書館での専門書の閲覧
- 子ども居場所づくり・子ども食堂事業等を行う団体及び府認定のフリースクール等への図書の貸出

(4) 効果的な読書活動の推進

- 「子ども読書の日」のお勧め本の展示やお話し会の取組、優秀実践校の取組例の普及
- 府子どもの読書活動推進会議での情報交流と様々な学校・図書館・ボランティア団体等との更なる連携強化

2 最終案における追加内容

(1) P14「(1) 家庭の役割」に以下の文言(太字)を追加する。

「京都府では、子育て中の保護者に対して、読書の大切さを実感し、読書の習慣化につながるよう、小学生の保護者全員に家庭教育資料「本は友だち!？」を配布し、家庭において本が身近にある環境づくりを目指すとともに、ホームページやリーフレット等により、情報提供や啓発に努めます。」

(2) P14「(2) 子どもが読書に親しむ活動への支援」で以下を追加する。

「今後、乳幼児期の早い段階から、保護者が子どもの読書の大切さを理解し、主体的に乳幼児とともに本と親しむため、保護者の意見を反映した、乳幼児対象の推薦図書リストやリストの活用方法、本とのふれあい方などのリーフレットを作成・配布するなど、幼稚園・保育所・認定こども園、市町福祉部局、市町村立図書館等と連携し、すべての子育て中の保護者を対象とした取組に努めます。」

(3) P21「ウ 学校図書館の情報化」に、ICT機器活用についての以下の文言を追加する。

「読書は、これまで図書館で借りたり書店で買い求めたりして、実際に本を手にとって読むものでしたが、電子書籍やICT機器を利用した読書など、本の読み方も多様化しています。読書活動の推進のためには、今後、学校における整備が進むICT機器の利点を活かして積極的に活用していくことも、特別な支援を必要とする児童生徒への対応も含めて、これからは重要となります。」

(4) P26「用語の解説」に京都府教育委員会ホームページのURL及びQRコードを記載する。

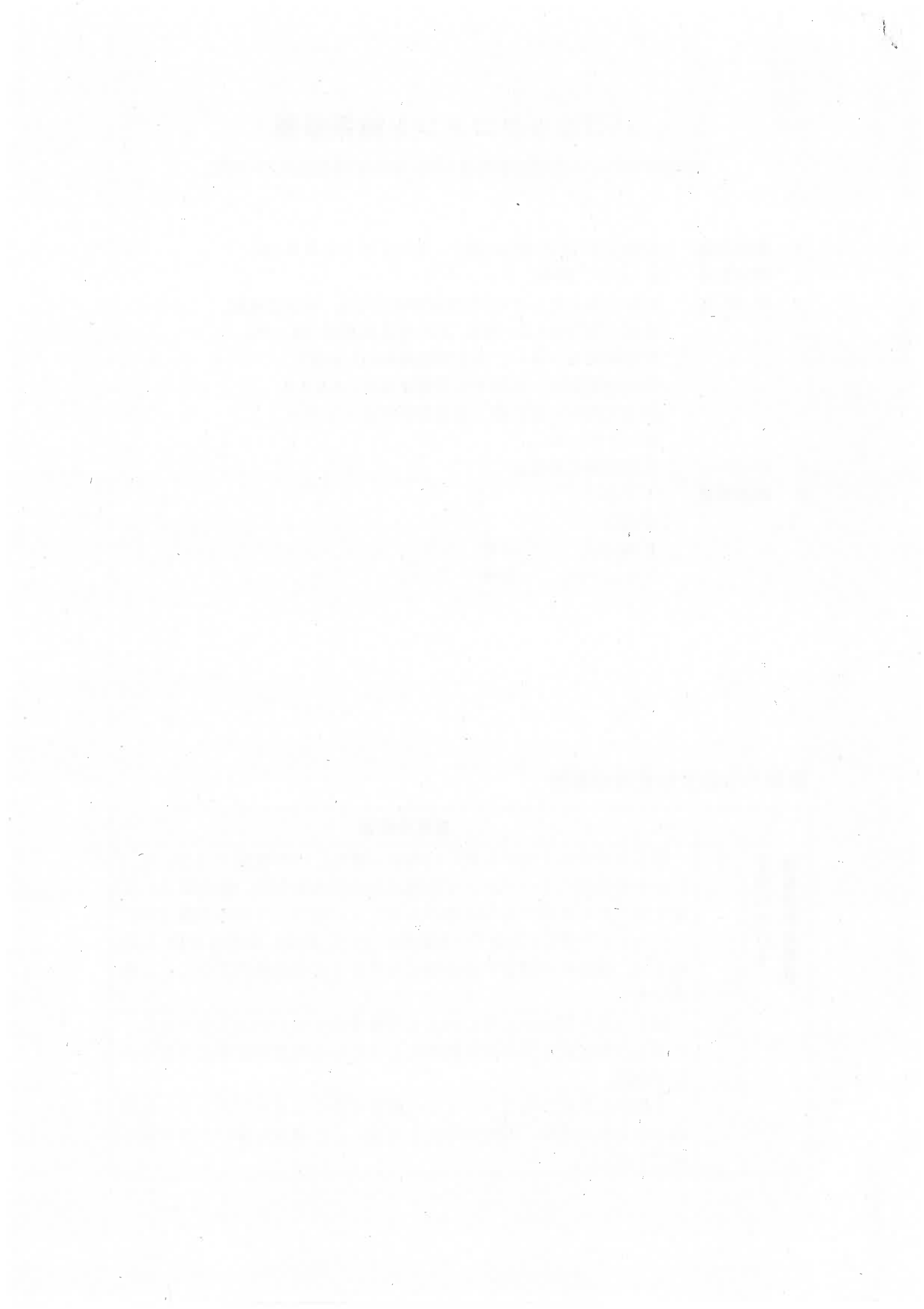
パブリックコメント結果概要

(京都府子どもの読書活動推進計画(第四次推進計画)中間案)

- 1 実施期間 令和元年12月19日(木)～令和2年1月8日(水)
- 2 提出方法 E-mail、郵便、ファックス
- 3 配架先 府総合教育センター(北部研修所含む)、府立図書館、各郷土資料館(2ヶ所)、市町村立図書館(54ヶ所)、府政情報センター、各広域振興局(11ヶ所)、各府税事務所・自動車税管理事務所(4ヶ所)、府立京都学・歴彩館、消費生活安全センター
計 77ヶ所
- 4 ホームページ 京都府教育委員会
- 5 結果概要 13件
(内訳)
E-mail 4件
ファックス 9件

府民からの主な意見の要旨

		意見の要旨
読書活動の推進 家庭における	1	最も大切でありながら難しいのが「家庭」への支援ではないか。しおりや啓発のリーフレットの配付なども大切だが、家庭によって受け取り方や活用の仕方に差があるように思う。今回の支援方策の一つとしてのPTA活動での取組は、大いに賛成。身近なPTAの取組では、保護者が推進する立場になり自ずと関心が高まることと期待できる。
	2	絵本の読み聞かせに関心がある保護者は少ないのが実態である。どのような工夫をすれば保護者にも子どもも読書が習慣化されるのかが課題。
	3	京都府の取組である「子どもの読書本のしおりコンテスト」は取組から七年で学校、保育所等にも浸透し、応募数も多いので今後も続けてほしい。



読書活動の推進 学校における	4	「京都府では、ホームページにおいて、図書の廃棄基準等の情報を掲載しています」とありますが、どこに載っているのかわからない。URLの記載が必要だと思う。	
	5	中間案の最後に記載されている「学校図書館の基本的機能の充実」について、対象が司書資格をもたずに初めて小中学校図書館に勤務する職員向けと思われ、内容も必ずやらなければならない業務と、参考例や賛否のある事例が混在しており、中間案への掲載は不適切ではないか。	
	6	学校司書が常勤ならば、さらに活動が進められるので人員増を御検討してもらいたい。	
	7	情報提供、研修計画だけで、決定的な予算措置が欠けている。予算措置をきちんと取り、1校1名の学校司書の配置の具体的な推進計画を望む。	
	8	学校図書館運営チェックリストの「毎日開館している」「下校時まで開館している」といった運営面や、「インターネットが利用できる」「新聞が配備されている」等の設備環境にも課題があると考えられる。情報センターとして図書室を活用するには、図書室のハード面、ソフト面を改善する必要があると思われる。	
	9	デージー教科書や電子書籍を読める（読み上げ機能を使って読む）環境を整えること、またそれを指導できるよう担任教員や学校司書の先生方に知識を得ていただくことも必要だと思う。	
	進 る 読書活動の推 進 地域社会におけ	10	市町村図書館と共同利用することで、学校で借りた本を図書館で返すといったことができるようになると、非常に便利になると思う。 本文の「将来的な構想として」を削除していただき、少しでも早く実現に向けた検討が進むようにしていただきたい。

京都府子どもの読書活動推進計画 (第四次推進計画)

～読書ではぐくむ豊かな子どもの未来～

【最終案】

京都府教育委員会

目次

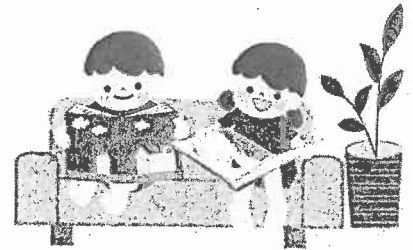
はじめに	1
第1章 第四次推進計画策定の趣旨	3
第2章 第三次推進計画期間における成果と課題	
1 第三次推進計画期間における施策	4
2 第三次推進計画期間中の努力目標の達成状況及び成果と課題	5
(1) 家庭における読書活動の推進	5
(2) 学校等における読書活動の推進	7
(3) 地域社会における読書活動の推進	10
(4) 効果的な読書活動の推進	11
第3章 第四次推進計画の基本的な考え方と子どもの読書の状況	
1 推進計画の基本的な考え方	12
2 子どもの読書の状況	12
3 京都府の役割	
(1) 家庭における読書活動の推進	13
(2) 学校等における読書活動の推進	13
(3) 地域社会における読書活動の推進	13
(4) 効果的な読書活動の推進	13
4 第四次推進計画の期間	13
第4章 努力目標と具体的な推進方策	
1 家庭における読書活動の推進	
(1) 家庭の役割	14
(2) 子どもが読書に親しむ活動への支援	14
ア 読書活動への理解の促進	14
イ 学校・地域の連携	15

2	学校等における読書活動の推進	
(1)	学校等の役割と取組	16
ア	読書活動の推進における学校等の役割	16
イ	幼稚園、保育所、認定こども園における取組	17
ウ	小・中・高等学校における取組	17
エ	特別支援学校における取組	18
オ	教職員の推進体制	19
(2)	学校図書館の役割と取組	19
ア	学校図書館の役割と取組	19
イ	学校図書館の図書資料の充実	20
ウ	学校図書館の情報化	20
エ	学校図書館の開館	21
オ	余裕教室等の活用	21
3	地域社会における読書活動の推進	
(1)	図書館等の役割と取組	22
ア	市町村立図書館等の役割と取組	22
イ	府立図書館の役割と取組	22
(2)	民間団体等の役割	23
ア	民間団体等の活動	23
イ	民間団体等との連携	23
4	効果的な読書活動の推進	
(1)	関係機関等の連携・協力	24
(2)	啓発・広報の推進	24
ア	情報提供・啓発	24
イ	「子ども読書の日」を中心とした取組の推進	25
ウ	「古典の日」を中心とした取組の推進	25
(3)	推進体制の整備	25
	※用語の解説	26
	※学校図書館に関する法律【抜粋】	
	「子どもの読書活動の推進に関する法律」	29
	「学校図書館法」	31
	「図書館法」	32
	※学校図書館の基本的機能の充実	33
	※学校図書館運営チェックリスト	37
	※〔学校図書館図書標準〕「算定早見表」	39
	※小・中学校「読書活動推進計画」＜参考例＞	40

はじめに

子どもは空想の天才です。大人の膝の上で物語を聞きながら、大人の予測もしない言葉が飛び出したり、自分で先回りして物語を展開したりすることがあります。その膝の温かさ、心地よさが自由奔放な空想の翼を広げていくこととなります。

乳幼児期の絵本や物語との出会いが、後年、その人の最も遠い記憶のひとこまとなって生涯を貫くよりどころとして息づいていくこともあります。



小学校期に入ると、絵本から物語へ、そして多様なジャンルの読み物へと興味や関心に応じて読書の幅と質の変化が見られるようになります。勉強や遊びに忙しいですが、友達と本を広げながら物語の展開を語り合ったりしている光景を見かけるのもこの時期です。

探偵小説に夢中になる子ども、外国の物語に魅せられる子ども、科学や宇宙など自分の気に入った分野に興味を示す子どもなど、一人一人の多様な読書の姿が現れてきます。その子どもの個性を形づくり、その子どもの人格を形成していくプロセスとして大切にしたいところです。



中学校期に入ると、物語の登場人物に向き合う心模様も微妙に変化してきます。その心情に寄り添ったり向かい合ったりしながら、思索を深めるようになります。人生の複雑さに触れ、知らず知らずのうちに感情の深浅をつくり、人や社会、自然等を見つめる目が育っていくのが見えます。その子どもの興味や関心を方向付ける書物に出会うこともまれではないのがこの時期でもあります。教職員や保護者等の読書体験談から一気に書物の世界に魅せられ、本格的な読書に取り組み始める子どももいます。学習や部活動で忙しいですが、人生の骨格を形づくるこの時期に、幅広く読書に親しむ習慣を身に付けることの重要性は論を待たないところです。

高等学校期は、自分の興味・関心が一層明瞭な輪郭を現すときであり、その自覚とともに自己の能力伸長や将来について真剣に考えるときです。学習やスポーツ、文化活動に費やす時間が多い時期ですが、読書を自分の将来設計にどう生かすかは重要な鍵となってきます。好きな作家に出会ったり、生涯の心の糧、座右の書となる本に遭遇したりして、自分の人生に色彩を付けていく役割を果たすのがこの時期の読書の特徴ともいえます。



このように乳幼児期から高等学校期までの読書傾向を概観してみると、家庭を中心として、学校や地域社会等あらゆるところで、子どもが読書に親しみ、進んで取り組む態度を養うことが大切です。最近の社会状況を見てみると、インターネットの広がりや携帯電話・スマートフォンの急激な普及により、その使用方法は読書活動にも大きな影響を与えています。このことを踏まえ、社会全体で生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう導くことが大切です。また、子どもの発達段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけをつくり、読書の機会を増やし読書体験を豊かにするよう、創意工夫することが求められます。



子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものであり、社会全体でその推進を図っていくことが極めて重要です。

第1章 第四次推進計画策定の趣旨

読書活動は、子ども（おおむね18歳以下の者をいう。）が、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で「欠くことのできないもの」（「子どもの読書活動の推進に関する法律」（以下「推進法」という。））であり、社会全体でその推進を図っていくことは極めて重要です。

京都府では、推進法第9条第1項の規定により、平成16年3月、「京都府子どもの読書活動推進計画」（「第一次推進計画」）を策定し、家庭、学校、地域社会が連携・協働して、社会全体で子どもの読書活動推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施してきました。平成22年1月には、第二次推進計画、平成27年1月には第三次推進計画を策定してきました。

国においては、子どもの読書活動を推進するため、以下のような様々な取組がなされてきました。

- ・平成11年8月 子どもの読書活動を国を挙げて支援するため、平成12年を「子ども読書年」と決議する。
- ・平成13年12月 推進法が公布・施行され、4月23日が「子ども読書の日」に定められる。
- ・平成14年8月 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定される。
- ・平成17年7月 「文字・活字文化振興法」が成立する。
- ・平成20年3月 第二次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定される。
- ・平成20年6月 「図書館法」が改正され、図書館が行う事業に、学習成果を活用して行う教育活動の機会提供を追加、司書及び司書補の資格要件の見直しのほか、都道府県教育委員会は、司書等の資質向上のために必要な研修の実施に努めることなどが盛り込まれる。
- ・平成20年6月 「国民読書年に関する決議」により平成22年が「国民読書年」と定められる。
- ・平成25年5月 第三次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定される。
- ・平成26年6月 「学校図書館法」が一部改正され、学校図書館の運営の改善・向上を図り、児童生徒及び教職員による利用を一層促進するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（以下「学校司書」という。）を置くよう努めることが定められる。
- ・平成30年4月 第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定される。

これらの諸情勢の変化を踏まえ京都府では、第三次推進計画期間中の取組の成果と課題を明らかにした上で、本府における子どもの読書活動について、その施策のさらなる推進を図り、読書に親しむ子どもを増やすため、「京都府子どもの読書活動推進計画（第四次推進計画）」（以下「第四次推進計画」という。）を策定します。

